

生徒に対するわいせつ行為根絶のための校内ルールについて

私たち教職員は、常に生徒と接していることから、互いの距離感が近くなりがちです。SNS等による私的なやりとりの禁止等に向けたルールづくりを進め、学校に関わるすべての人たちが、笑顔で日々の生活を送ることができるよう、わいせつな行為の根絶に学校一丸となって取り組みます。

共通ルール

- (1) 児童・生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切であったりと感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口または校外通報・相談窓口へ連絡をする。

生徒に対するわいせつ行為を防止するための校内ルール

- (1) 生徒との私的な電話、私的なメール・SNS等によるやり取りはしない。
- (2) 教育活動の場面以外で、性に関することを生徒に質問したり、話題にしたりしない。
- (3) 私的な目的で、あるいは不必要に生徒の写真や動画を撮らない。
- (4) 安全確保等社会通念上認められる場面以外、生徒への身体接触はしない。
- (5) 外から見えない状態で、生徒と1対1にならない。生徒からの相談等で対応が難しいときは長・教頭に連絡する。
- (6) ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らない。
- (7) 校内の部屋は複数の教職員で管理し、随時、複数で使用状況等を確認する。
- (8) 不適切な状況が心配されるときは、校長・教頭に報告する。あるいは、校内の祖教育相談係または下記の校外・通報相談窓口へ連絡をする。

児童・生徒、保護者を対象	教職員を対象
<p>① 学校生活相談センター <small>なやみいおう</small> 電話番号:0120-0-78310(無料)24時間受付 メールアドレス:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp</p> <p>② 子ども支援センター 子ども専用ダイヤル:0800-800-8035(無料) 大人用ダイヤル:026-225-9330 [月～土曜日 10:00～18:00(日曜・祝日・年末年始は休み)] メールアドレス:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp</p>	<p>① 教職員通報・相談窓口 封書:〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて メールアドレス:kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp</p> <p>② 子ども支援センター 大人用ダイヤル:026-225-9330 [月～土曜日 10:00～18:00(日曜・祝日・年末年始は休み)] メールアドレス:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp</p>